

## ■旅費規程

神奈川県小学生バレーボール連盟規約第10章第20条により旅費規程を下記のとおり定める

### 第1条（県内旅費支給基準）

#### （1）大会旅費

交通費は自宅より会場までの公共交通機関の往復実費とし、日当は、1,000円とする。

ただし、ベンチスタッフとして出場した役員については、交通費は支給しない。

なお、勤務先から直接出席する場合、往路の交通費は勤務先からの実費とする。

#### （2）理事会及び各種委員会等の旅費

交通費は自宅より会場までの公共交通機関の往復実費とし、日当は、500円とする。

なお、勤務先から直接出席する場合、往路の交通費は勤務先からの実費とする。

### 第2条（県外出張旅費支給基準）

（1）主催者側が旅費を支給しない場合の会議、大会派遣審判員、伝達を必要とする講習会に派遣された場合の旅費及び日当は、県内旅費支給基準に準ずる。ただし、片道100キロメートル以上の場合については特別急行料金（新幹線を順路において利用できる時は新幹線特別急行料金）を支給する。

また、宿泊費は主催者の指定する宿泊施設に宿泊した場合の料金を支給する。（1泊2食付）

（2）資格取得のため講習会に出席する場合（県小連より指名された場合）は、旅費基準の半額（日当を除く）を支給する。

（3）県内において行われる関東・全国的な会議、講習会に出席する場合、交通費と日当は第1条の規定に準ずる。

### 第3条（食事代）

（1）大会、理事会、委員会等において食事が必要な場合は1食700円以内とする。

（2）県外出張の際、主催者側が食事を用意しない場合は、前項の基準による。

### 第4条

（1）県小連の事業であっても、役員として要請しない場合は、旅費及び日当を支給しない。

（2）本規程に定めのない事項が生じたときは、会長の承認を得て処理し、事後理事会に報告する。